

令和5年5月12日

保護者各位

沖縄県立宮古工業高等学校
校長 真喜屋 強史
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症法上の位置づけが5類感染症に移行しました。それに伴い、学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応を以下の通りとします。

1. 出席停止扱いになるケースについて

- (1) 生徒本人が新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。無症状者は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」です。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出しているといわれているので、出席停止解除後も、発症後10日目が経過するまでは、マスク着用や高齢者等ハイリスク者と接触は控える等の配慮を推奨します。

- (2) 医療的ケアを必要とする生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合

※同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、新型コロナウイルス感染症への感染不安がある場合は、学校までご相談ください。

2. 発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養してください。この場合は、届出欠席となります。

3. 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなりました。以前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、行動制限等は行われなかったこととなりました。これにより、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。